

申立てをされる方へ（佐賀家庭裁判所本庁）

☆ 佐賀家庭裁判所本庁の取扱いについてご説明したものです。佐賀家庭裁判所武雄支部，同唐津支部又は同鹿島出張所に申立てをされる場合は，申立人の住民票又は戸籍の附票の提出の要否，受理時面談日時については，各支部又は出張所にご確認願います。

・資料収集時の注意

- 申立書書式の提出書類一覧に記載されていないことがあります，「申立人の住民票又は戸籍附票」も提出してください。

・面談の予約等について

- 申立の準備が（ある程度）できたら，面談の予約をしてください。
予約いただいた面談日に事情をお伺いします。

（※ 面談日は毎週水曜日です。所要時間は約1時間30分です。）

申立書を面談日の二日前までに到着するように裁判所に持参又は郵送してください。（※ 持参するときには事前の連絡は不要です。）



- 申立書提出日 平成 年 月 日



- 面談日 平成 年 月 日（水）
午前・午後 時 分



- 面談日に，申立人と候補者は佐賀家庭裁判所3階後見係（33番窓口）にお越しください。

（※ 保佐・補助の場合には，原則として，本人も一緒にお越しください。）

持参するもの：印鑑（申立人，候補者），申立書に添付した資料の原本

連絡先

〒840-0833 佐賀市中の小路3番22号

佐賀家庭裁判所 後見係

0952-38-5637（直通）

